「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

平成16年6月の消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日までの設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器とは？

火災警報器は、火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音や音声で知らせるものです。

煙式（煙を感知）と熱式（熱を感知）の2種類があり、電源は乾電池式と家庭用電源式の2つのタイプがあります。

乾電池式は、配線工事が不要であるため、既存住宅への設置に適しています。

どこに取り付ければいいの？

寝室と寝室がある階（寝室が避難階となる階にある場合は除く）の階段に設置してください。

具体的な取り付け位置は、次のとおりです。

☆天井に取り付ける場合

火災警報器の中心を壁又は、はりから60㎝以上離してください。

☆エアコンや換気扇付近の場合

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1．5ｍ以上離してください。
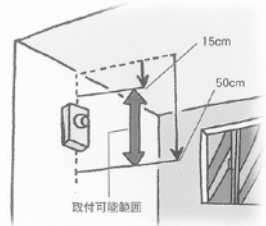
☆壁に取り付ける場合

天井から15～50㎝以内に火災警報器の中心がくるように設置してください。

価格はどれくらい？またどこで購入できるの？

価格はメーカーや種類、機能、電池の寿命などにより異なりますが、1個3，000円前後からとなっています。購入の際は、消防設備品取扱店やホームセンター、電気店などでお求めください。

設置したあとは？

住宅用火災警報器は命を守る大切な機器です。「いざ」というときに正しく作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

また、正常に作動するかどうか月に一回テストしましょう。テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

火災以外で良く鳴る場合は？

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴ることがあります。

その際は、警報音停止ボタンを押す、ひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

また、台所でよく鳴る場合は、煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えるか、熱式の警報器に取り換えてください。

ご注意ください！

設置義務化に伴い、住宅用火災警報器の悪質訪問販売が多発しています。消防職員や消防団員が各家庭を訪問し販売することはありません。また、業者に委託販売もしていません。

不適正な価格による販売を行う業者に注意してください。不審な点がありましたら、お近くの消防署・役場・消費者センターにお問い合わせください。

【問合せ先】　新富町役場総務課　0983-33-6002